

イエローステージの要請

		大阪府全域
期間		4月1日～4月21日
実施内容	対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設（※）】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
	要請内容	【特措法第24条第9項に基づく要請】 ○営業時間短縮（5時～21時）を要請 ただし、酒類の提供は20時30分まで 【協力依頼】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○適切な換気のためCO2センサーを設置

（※）遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。